

総務委員会記録

令和8年9月1日（火）
14時35分～15時38分
第1委員会室

【委員】 沖田委員長、柳楽副委員長、
戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員

【執行部】

（総務部） 山根総務部長、末岡総務課長
（地域政策部） 田中地域政策部長、大屋政策企画課長
（消防本部） 赤岸消防長、大橋総務課長

【事務局】 森井書記

【議題】

- 1 所管事務調査事項について
- 2 9月9日（水）の委員会審査日程等について
- 3 議会による事務事業評価について（委員間で協議）
- 4 【取組課題】 防災・減災について（委員間で協議）
- 5 その他
 - (1) 委員会活動レポート（はまだ議会だより Vol. 83）の原稿について
 - (2) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[14 時 35 分 開議]

○沖田委員長

ただいまから総務委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。

初めに、委員及び執行部にお願ひする。本日の会議の音声は、この部屋の中央にあるマイクで録音しているので、発言の際はマイクに向かってはっきりと話していただきたい。

それでは、レジュメに沿って進める。

1 所管事務調査事項について

○沖田委員長

9月9日水曜日に開催する当委員会における所管事務調査として、委員から執行部に説明を求めたい事項があれば申し出てほしい。なお、委員会としての要求になる。委員会として調査が必要と考える事項とその目的を明確に述べてほしい。それでは柳楽副委員長。

○柳楽副委員長

以前にも、リハビリテーションカレッジ島根についての請願などが出されていたが、その後の経過について、所管事務調査で話を聞きたい。

○地域政策部長

それでは、リハビリテーションカレッジ島根の現在の状況と、様々な取組をしているので、そうしたことを報告する。

○柳楽副委員長

今後の支援の方向性なども含めてお願ひする。

○地域政策部長

承知した。

○沖田委員長

その他、委員からないか。

(「なし」という声あり)

それでは、先ほど柳楽副委員長からリハビリテーションカレッジ島根の支援についての申出があった。これについて、委員会として執行部に説明等を求めるということではよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、執行部におかれては対応をお願ひする。

2 9月9日(水)の委員会審査日程等について

○沖田委員長

続いて、9月9日の委員会審査日程等についてである。総務委員会は9月9日10

時から全員協議会室で行う。

予定している議題は、レジュメの次のページ、裏面の囲み部分を参照されたい。

最初の予定議題は、請願審査である。今回は、6 月定例会議からの継続審査 5 件と、今定例会議で付託された 9 件の合計 14 件の請願について審査し、採決を行う。紹介議員は、いずれの請願も森谷議員である。

9 月 9 日の委員会当日の紹介議員の発言については、当日、紹介議員から発言を求められた場合、許可する取扱いとしてよろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは当日、紹介議員から発言を求められたら許可することとする。

次に、請願者に対する趣旨確認の機会を設ける必要があるかどうかをお諮りする。

この請願に対する趣旨確認については、今定例会議から試行実施することとして、議会運営委員会で決定されたものである。

この趣旨確認の機会は、請願者の自由な意見表明の場を設けることを目的とするものではなく、委員会が請願の趣旨及び願意を正確に把握するため、実施する必要があるときに行い、委員の質疑に対して請願者に回答してもらうものである。

今回の請願の中に、委員会として請願者に出席を要請して、請願の趣旨確認の機会を設ける必要がある請願があるか。

○岡本委員

この請願の中の金城中学校のスキー事故についてだが、既に和解が決定しているのにやる必要があるのだろうか。もう既に決まったことだから、ここに挙げられたものを審査する必要はないだろう。

○沖田委員長

請願の意図は請願者に聞いてみないと分からない。

○岡本委員

関係者の処分状況ということにはならないと思う。

○川神委員

関係者の処分状況などの開示を求めているが、現実的な和解の提案が出ている状況を見てから判断すれば良いのではないかと思う。

○沖田委員長

それは各委員の判断になると思う。これについて、森谷議員を参考人招致するかどうかということになると思うが、必要か。

(「必要なし」という声あり)

それでは、請願の趣旨確認の機会を今回は設けないこととする。

続いて、請願採決の議題の順番についてお諮りする。

請願の審査と採決は原則として議題の 1 番目に行うこととされているが、このたびは請願が 14 件と多い状況にある。

このたびの請願の採決については、委員会の議事運営等の都合上、執行部退席後の議案の採決の後に行うこととしたいと思うが、いかがか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、請願の採決は議案の採決の後に行うこととする。

次に、予定議題の2番から6番までの5件が市長提出議案で、審査を行う。

次に、予定議題7の執行部報告事項については、別紙一覧のとおり、今のところ報告事項が7件あるとのことである。

当日は執行部から提出に至った背景やポイントなどを説明してもらい、その後、質疑を行う。委員は事前に資料の熟読をお願いします。

次に、予定議題8の所管事務調査だが、執行部におかれては、先ほど決定した所管事務調査1件についてその現状について説明をお願いします。

予定議題の9番と10番は、委員間で協議する議題である。

予定議題11はその他である。

以上が9月9日の審査当日の予定議題である。

この議題について、委員及び執行部から質問はないか。

(「なし」という声あり)

それではその他として執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から執行部に対して何かあればここでお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは執行部はここで退席されて結構である。お疲れ様でした。

(執行部退席)

3 議会による事務事業評価について（委員間で協議）

○沖田委員長

事務事業評価については、これまで執行部との意見交換会、地域支え合い生活支援事業を活用した団体へのアンケート調査、久佐地区まちづくり振興会との意見交換会を実施してきた。

そして、このたび、各委員において、議員事務事業評価シートを作成してもらい集約したので、資料3を参照されたい。

これについて協議し、委員会としての方向性の案を作成したいと思うが、いかがか。委員から何か意見等あればお願いします。

○戸津川委員

事業内容の評価で私は「現行どおり」となっているが、内容はいろいろと問題があるということで変えた方が良いということで、内容を書いているので、「要改善」に変えていただきたい。

○沖田委員長

ちなみに、佐々木委員に少しお聞きしたいが、予算で「拡充」とされているのは、今の制度がより使いやすくなって、拡充するというイメージか。

○佐々木委員

今の制度のままではなく、非常に縛りがきつくて使えていないので、要改善した上で予算は拡充ということである。

○沖田委員長

ほかの委員も今のままでは執行率が非常に低いという認識だと思う。制度を改めた上で拡充すべきだと、制度自体に課題があるということとミスマッチが生じているということは、ある程度共通認識なのだと感じる。改善策としては、縛りや規制の緩和という方向性になるのだろうか。ざっと見る限りではそのように見受けられる。そういった方向性で考えていこうと思うがどうか。

○岡本委員

私もそうだが、大半の委員は「現状維持」というような表現をされている。先ほどの拡充という意味を分かりやすく言うと、特に今使っているのが、久佐地区などだけなので、使われる内容が本当にどうなのかということがある。現状の予算化されたものを各所で使うことによって、必要なものが見えてくると思うので、私は「現状維持」の方が良いのかなと思う。どういう理由で拡充するのか、もともと予算化したところの方向性はあるから、金額的な提示をしていかなければいけないというところから少し難しいと思う。

○川神委員

他の委員と同じだが、やはり制度に不備があるなら、もう少し対象を広げてほしい、これも入れてほしいというグレーゾーンが多過ぎる。そういった意味で、もう少し使い勝手が良いように整理してもらうのが、委員の共通認識だと思う。今の予算の中で満杯にするというわけではないので、制度を広げて、実際にこの予算をそのまま使って、それを超えるようであれば補正をするなりして次に生かしていけば良い。最初から見越して広げて、実際の使い勝手が良いければどこまでやるかはっきり分からない。予算そのものにおいて、それを超えるようであれば、補正等できちんと反映していくということで、私は「要改善」と「現状維持」とした。そういうことで対応できるのであれば、それで良いのではないかと思います。

○佐々木委員

言われる意味は分かる。ただ、そもそも予算の積算が非常に少ない。執行率も半分程度である。上限が30万円と、明らかに少ない。現制度では不足しているため制度そのものをまずは改善するということになる。

○川神委員

予算となると、現状ではどうなるか分からないかもしれないが、制度を変えた上で、それ以上になるようであれば補正で組むというスタートであれば、今までの予算で組んでも良いと思う。どこまで増やしていくかという予測はできない。だから、予算を超えた場合はそれを認めるという気持ちがあれば、今の予算でいけば、出たものが実数だから、次にきちんと予算を組めば良いと思う。

○岡本委員

利用者負担という書き方がしてあるが、これが実際はどうだったか、この前の説

明でもあったと思う。利用者に負担を掛けたくないという言い方をしながら、利用者は2分の1の負担なのか、それとももっと低いのか、10分の1なのか。その辺をしっかりとものを持って評価しないと、金額はどんどん膨らませて良いが、利用者負担が大きくなれば、高齢者の方は年金受給者がほとんどなので、そういうところは一つの考え方を整理しておかないといけないのかなと思う。

○柳楽副委員長

利用者の負担の割合や負担額については、その団体の裁量で、少しでも負担を軽くしようと思ってされていると思う。利用者負担がゼロというのは少しまた問題だと思う。

○沖田委員長

Q&Aのチラシで、「利用者の利用料はいくらに設定したらよろしいですか」という問いに対し、「特に決まりはありませんが、市が設定する基準額 1 時間当たり 1,000 円よりも安価に設定すると、100%補助金にはなりませんのでご注意ください。不足額にまちづくり総合交付金などを充当することは可能」とある。

要するに、例えば草むしりをして、1 時間で 1,000 円かかったとする。100%補助金で 1,000 円と言いたいが、それは原則駄目という形である。それでは、利用者が100円払い、地域で頑張っているから総合交付金で出そうというのは可能である。柔軟性があると言えはあるが、制度のつかみどころがない。これは難しい。

○岡本委員

結局、事情はいろいろあるだろうから、そこには明言をせず、評価しなかった。そこを受けてどうこうは言えないので、頭の中はゼロとして見た方が良いと。

○沖田委員長

負担の割合や負担額については、その団体の裁量である。負担ゼロは駄目だと言っているが、何割か負担してもらうということである。

○森井書記

今の制度上、利用者負担額の部分は補助金としてもらえないので、利用者負担額を例えば 0 円にしたり、安く設定したりすると、その分をまちづくり団体が負担することになってしまい、運営が厳しくなるということになると思う。それを踏まえて、まちづくり推進委員会がいくらに設定するかである。

○柳楽副委員長

応分負担の考え方があると思う。全く負担なしというのはどうかと思う。

○沖田委員長

そこも事務事業評価に上げるのも良いと思う。やはり受益者負担のところが曖昧過ぎる。地域に根差した作業であるから。

○岡本委員

逆に使いづらいというのは、そういう背景があるからかもしれない。

○沖田委員長

そのような意見の団体もあったと思う。

○佐々木委員

結局、頼みにくいというのは、自分で直接業者などに有償で頼む分には頼みやすいが、そこに補助が入るから、まちづくり委員会が間に入っていて、お金の問題ではなく、言いにくい気がする。

○岡本委員

旧市内には、この制度を使っているところがないが、旧市内でも草刈りの需要はある。旧市内でも草刈り補助が使えるようになると今の自己負担が大きな金額になってくる。

○柳楽副委員長

執行部と意見交換したときに、家の法面の部分などは対象にならないのだろうと思っていたら、対象になるとのことだったと思う。

○岡本委員

旧市内でこういう草刈りの補助金を利用できると言ったら、戸建ての住宅団地の中の法面を持っている人たちは要望するだろう。しかし、中山間地域で使える予算が旧市内でも使えるとなれば、集中するかもしれない。

○沖田委員長

人口規模が大きい旧浜田市内でそれをやると、最後は抽選になってしまうという話になりかねない。

○佐々木委員

やはり市街地ではなく中山間地域の人たちが対象であり、そこに様々な動物が入り込んだりしてリスクが高い。なるべく少ない負担で草刈りの要望は高いので、そのような制度にできないものか。

○沖田委員長

やはり裁量ということになれば、地域に任せる仕組みの方が良いと思う。草刈り支援について、申請を出したら30万円という枠の中で、どういう単価で、どういう仕組みで、どういう定義でやるのかは、地域に委ねる。お金だけ渡してある意味丸投げをする。

○岡本委員

旧市内の草刈りなどは、その場に草を置くことはできないので、焼却場などに持っていくため、処分費がかかり高くなる。久佐地区にどうするのか聞いたら、そのまま置いておくとのことだった。だから使い勝手が全然違ってくるのだろうと思う。

そういうところも含めて、旧市内の市街地についても考慮するというのであれば、そういう可能性を皆に周知してもらえば良いし、いろいろな使い方の例を挙げながら研究するのであれば、今と同じようになる。この事務事業評価の中にその辺をどう踏み込んで提案するかという話である。

○西田清久委員

この事業自体が、まだそれぞれの地域に完全に浸透しきっていない。まだ2年目である。これから先々どんどん浸透していくと、まだ伸びる可能性は十分にあるし、

またこの事業費も増やさないといけないということに必ずなると思う。

ただ、令和 7 年の評価としては、多少改善の余地もあるが、予算は「現状維持」として、将来的には多分増やすようになると見込んでいる。今回はまだ足りないところもあったり凸凹がある。その辺の調整をしながら、もう 1 年予算は「現状維持」と思う。先々では十分増やす可能性もあるし、利用する地域団体が増えるとも考えられる。

○沖田委員長

一番ネックになるのはどういう提案をするかである。必要性は高いという認識である。

○岡本委員

今言われるように周知の問題がポイントである。周知をもう少し図ってほしい。それから、もう少し緩くしてほしい、厳しいところについてはその原因を整理しながら、使いやすい制度にしてくれということを表現するか。

○西田清久委員

利用したいがまちづくりセンターを通すと、日常的にまちづくりセンターに縁がある人はお願いしやすい。しかし、まちづくりセンターと全く無縁の人も多くいる。その人たちは足を運びにくい。だからそういった方々にもそういう情報をしっかり提供して浸透していくようにして、利用すれば本当に良い事業であることを伝える。

○岡本委員

久佐地区の人が一生懸命ボランティア団体を設立しているが、各まちづくりセンターにどれだけのボランティア団体が設立されているかということも分からない。地域にまちづくり組織の設立を促進していくといったことを提案に入れるというのもあるだろう。

○佐々木委員

1 番簡単に使ってもらえる方法は、タクシー補助券みたいに、草刈りが必要な家庭にそういう券を発行して、券で直接草刈り業者に頼むことにすると平等にできる。そういうのも一つの方法で、1 回当たりの補助券が少額になるかもしれないが、手出しと補助券でやっていけば、助かると思う。直接頼んでやってもらいたい。

○岡本委員

シルバー人材センターのような枠組みでは、地域とうまくマッチングしない。ボランティアのような形で草刈りを受ける仕組みがあれば良い。

○佐々木委員

便利屋のような個人で草刈りをする人は結構増えている。そういう人たちを登録制度にしてはどうか。

○岡本委員

便利屋を各まちづくりセンターで養成してくれと。

○佐々木委員

ボランティアをどこかで育成してくれというのは難しい話である。

○沖田委員長

ボランティアの制度の提案は、事務事業評価ではなくて、次の提言のテーマに持っていくかぐらいの規模感でやらないといけない。

今回はこの事業の、1 団体 30 万円をどうするかの話である。例えば敬老福祉乗車券のように一律交付というのも一つの方法だと思う。ただそれを全市でやったときに、弥栄ではマッチングするが金城では不評ということも可能性としてある。

小さいコミュニティだったら、連携して今月はここ、来月はここみたいな感じのものもできると思う。

一番課題だなと思うのは、やはり農地の縛りである。使いにくいということである。

○佐々木委員

使いやすいようにやってもらうよう考えてもらうか、こちらが少しこういうやり方はどうかと提案するか。

○沖田委員長

まちづくり総合交付金は、基本的にある程度地域裁量を任されたお金なので、そこに入れてしまうのが一番良いかと思う。そうすれば地域が自由に判断できる。いちいち市が見に行行って判断するわけにいかないなので、地域に任せる。

○岡本委員

ボランティア団体は草刈りだけでやっているのか、中山間地では除雪などもやっているのか。

○柳楽副委員長

ボランティアの団体ということでなくても、まちづくりの組織の中で除雪の機材を持っているので、要望があれば誰かが行くことはある。

○岡本委員

草刈りの話に終始しているが、自宅への進入道路の除雪は高齢者等にとって危険な作業なので需要がある。逆に我々がこういう内容もあると提案を出すか。

○柳楽副委員長

地域を運営する側もそうかもしれないが、使う側に対しての細かいところまでの周知が不十分というところもあるのかもしれない。マッチングに対する手当のようなものは出せないという話があったが、そこも課題と思う。やる側がだんだん大変になってしまう。

○沖田委員長

結局、行政側としてはお金を出すことが唯一できることなので、ある程度大まかな使い道を決めておく。あとその地域の裁量で、どうやって 30 万円というお金を、どのようにその課題に効果的に使うかを考えるのは地域の話である。そう考えたときに、今の制度が結局 30 万円ずつあるのに 6 万円や 7 万円しか使っていないということが課題なので、これをどうやったら 30 万円使えるようにするかを考えるのが我々の仕事である。

○西田清久委員

ニーズとサービスがミスマッチなのである。マッチングさせる役割を誰かがするという仕組みづくりと、あとはニーズの情報をきちんと管理できること。どれだけのニーズを求める人がいて、地域ごとにまとめる作業がこれから必要になってくるかもしれない。全体的に管理をしていく。今度は逆にサービスする側が便利屋以外にも、まちづくりセンターの範囲内でどれだけサービスをできる人がいるかということを中心に把握する必要がある。

○佐々木委員

あまり細かい仕組みまでは難しいが、例えば草刈りで農地まで認めるとか、作業する側をどうやって増やすかは考えられる。

○沖田委員長

もっと言えばまちづくり推進委員会を立ち上げている団体というのが条件にはなるのだろうが、仮に町内会・自治会だとしても、運用規程と事業計画の提出をもって、30万円の補助金が受けられるという仕組みをつくることだと思う。

今は運用規程がないため難しいと思うが、ざっくりしたものでその地域に任せたら良いと思う。ただし、どこまで頑張っても30万円しかないため、よく考えて使ってもらいたい。

まちづくり総合交付金を充てるのも充てないのも、地域の裁量である。

○佐々木委員

作業をしてもらう人に、ボランティアではなく、それなりの報酬を出せるようになる。そういう制度があるので、ぜひ応募してくれという周知が必要である。

○沖田委員長

どのような困り事でも良いということでは、抽象的で逆に利用しづらいのではないか。例えば蜂の巣の駆除だったらいくらとか、草刈りは1時間当たりいくらといった料金表のように、組織内で運用規程を作ったら周知しやすい。それを何でも30万円までやるという形にすると、多分すぐに予算が足りなくなってしまう。

○岡本委員

例えば今の意見書の中に、宅内の進入道路の草刈りが可能であると入れたり、市街地のまちづくりセンターの取りまとめで扱うなら、宅地の法面の草刈りが可能だと入れたり、そういう提案をしたい。

○沖田委員長

もう一つ、アンケートを実施して思うのが、井野地区が40件、今福地区が55件で、小国地区が5件、久佐地区が10件であったが、その差は何なのかということだと思う。今福などは運用規程が明確で、1時間当たりいくらでできる、これはできないと決まっているから頼みやすいと思う。

○岡本委員

まだ2年目だから、もう1、2年見ていかないとその辺の需要や要求が出てこないと思う。

○沖田委員長

本当の要求が出てきたら、30万円はすぐになくなると思う。

○佐々木委員

緩和なり周知なり、ざっくりしたところを提案するしかないような気がする。

○沖田委員長

ミスマッチの是正、改善を求めるぐらいの話にしかない。今回はこの事業をピンポイントで精査している。

○岡本委員

事務事業評価を行った後はどうなるのか。検証などは行われるのか。

○沖田委員長

事務事業評価として、来年度の予算に反映される予算決算委員会で質問する。事業の内容を見直したのかというチェック体制である。決算審査が終わったらそれを踏まえた上でもう1回改善策について皆で決めよう。今は決まらないので、予算決算委員会でもいろいろと質疑をする。ほかの委員会の評価もある。

質疑したりして、こういうことが必要だということを考えてもらう。改善も必要、予算は据え置き、又は改善するなら増額だという考えである。どこを改善していくかという具体的なところを、予算決算委員会が終わった後、ほかの委員の意見も聞きながら調整したい。

決算審査のあとに評価意見書を作成しなければならないので、評価意見書作成のための委員会を開きたい。予算決算委員会での質疑を終えた後の日程を確認しておきたい。

9月25日金曜日、予算決算委員会予備日の終了後の13時30分から、事務事業評価シートの作成のための委員会ということで良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、事務事業評価について協議する総務委員会は9月25日金曜日の13時30分から開催することにするのでよろしくお願いします。

4 【取組課題】防災・減災について（委員間で協議）

○沖田委員長

取組課題については現在各委員に短期・中期・長期に分けて、課題や解決手段、提案内容について提出してもらうよう依頼している。提出期限は本日9月1日の午後2時であるので、まだの委員は提出をお願いします。

取組課題については、次回の9月9日の委員会で協議したいのでよろしくお願いします。

5 その他

(1) 委員会活動レポート（はまだ議会だより Vol.83）の原稿について

○沖田委員長

議会広報広聴委員会への原稿の提出締切りは9月30日である。

本日は、総務委員会の委員会活動レポートの執筆者を決めたいと思う。誰かいないか。

○柳楽副委員長

引き受ける。

○沖田委員長

それでは、今回は柳楽副委員長にお願いしたいと思う。柳楽副委員長におかれては、作成したらLINE WORKSの総務委員会のグループで原稿案の共有をお願いします。

(2) その他

○沖田委員長

その他委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、以上で総務委員会を閉会する。

[15 時 38 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務委員会委員長 沖 田 真 治